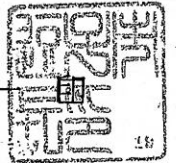




2 6 諮 問 第 9 号
2014 年 (平成 26 年) 4 月 18 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫 様

逗子市長 平 井 竜



子育て世帯臨時特例給付金支給事務に係る個人情報の
目的外利用及び本人通知の省略について (諮問)

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号及び第 2 項の規定
に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

福祉部 社会福祉課

臨時給付金担当 吉井

内線 222

(別 添)

担当所管名		福祉部社会福祉課臨時給付金担当
事務の名称		子育て世帯臨時特例給付金支給事務
諮問の概要		子育て世帯臨時特例給付金支給事務において、事前に支給対象者のリストを備えることによって、事務の適正・効率的な執行を行うため。
事務の目的及び根拠法令等		平成 26 年 4 月より消費税率が 8 %に引き上げられることに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時特例給付金と類似の給付金として、子育て世帯臨時特例給付金を支給することが閣議決定された。
対象となる個人の類型・対象者数		①平成 26 年 1 月分の児童手当・特例給付の受給者 ②平成 26 年 1 月 1 日時点における被保護者（保護が停止されている者を除く。 ③平成 26 年 1 月 2 日から 3 月 31 日までに保護が廃止又は停止になった者
第 10 条 関 係	目的外利用・提供する個人情報の内容	上記①～③に該当する者の氏名・生年月日・性別・住所
	利用元	①福祉部子育て支援課 ②及び③福祉部社会福祉課保護係
	利用の理由	①児童手当・特例給付の受給者が子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者となる。 ②生活保護制度の被保護者については、保護基準の改定により、消費税率の引き上げによる負担増への対応を行うことから、臨時福祉給付金の支給対象外としている。 ③②に該当する場合であっても③に該当する場合は子育て世帯臨時特例給付金の支給対象となる。 事前に上記 3 件に該当する者の情報提供を受けることにより、的確かつ効率的な審査を行う。
	本人通知	☐ 実施 ☒ 省略（理由：給付金対象者に対しては、支給の決定通知書を送付するため、当該個人情報の目的外利用における通知を省略しても、本人の不利益になるものではない。また、給付金対象外となる者に対しては、結果的に本人に不必要な通知を受け、無用の煩わしさを感じるだけでなく、いたずらに行政事務の非効率化と繁雑さを招くことになる。）